

# 第3次札幌市児童相談体制強化プラン【概要版】

## 1 計画の策定

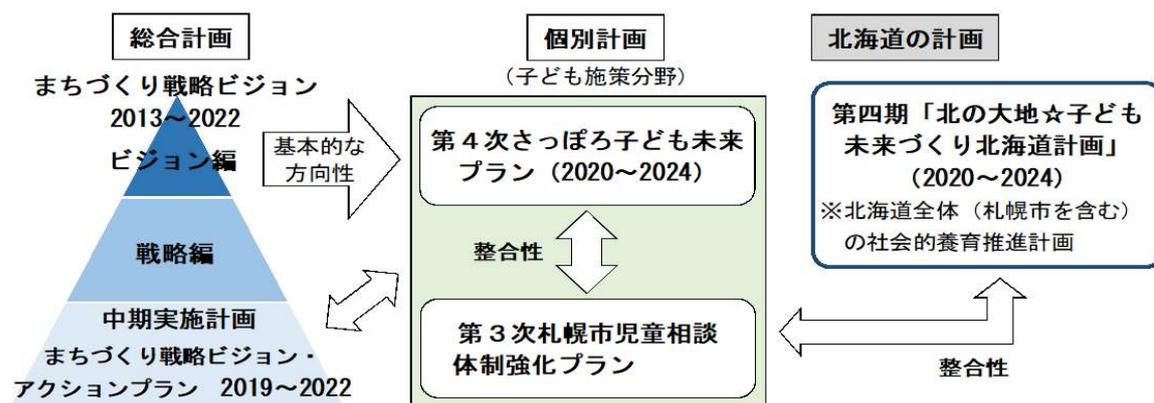
### 1 計画策定の趣旨

本計画は、増加する児童相談に迅速かつ的確に対応するため、児童相談所の体制や専門性の強化はもちろんのこと、児童虐待関連部所へのみの強化や連携にとどまることのないよう、これまでの取組に加えてさらに推進するための計画として策定するものです。

また、全国的に児童虐待相談件数等は増加傾向にあり、重篤な事案も発生していることを受け、児童相談体制の強化に関する法令改正等があったことから、本計画を策定して計画的に体制の強化を図るものです。

### 2 計画の位置付け

- ◆児童相談所が中心となって継続的に取り組んでいく施策の方向性を示すとともに、その方向性を実現するための取組を示しています。
- ◆札幌市のまちづくりの計画として最上位に位置付けられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」や札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン」、北海道における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像について記載した第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」と密接に関連することから、これらの計画と整合性を図りながら、本計画を推進していきます。



### 3 計画期間

- ◆令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）
- ◆取組内容等について、令和4年度（2022年度）に中間的な点検・評価を実施

## 2 札幌市の児童相談に関する現状

### 1 札幌市児童相談所の状況

札幌市児童相談所の相談受理事件数は増加傾向にあり、平成27年度からの5年間で約1,900件の増となっています（図1）。また、相談件数等の増加に伴い、一時保護児童数も増加傾向にあります（図2）。

図1. 相談種別受理事件数

種別	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
養護相談	3,346	3,451	3,701	3,922	4,615
保健相談	0	0	0	1	1
障がい相談	2,404	2,467	2,409	2,400	2,514
非行相談	168	154	145	141	120
育成相談	550	417	469	469	436
その他の相談	106	246	287	544	767
合計	6,574	6,735	7,011	7,477	8,453

図2. 一時保護所における一時保護児童数の推移

	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年度
延人員	305人	361人	382人	363人	458人
延日数	9,887日	13,075日	13,412日	14,180日	16,356日
一日平均在所児童数	27.1人	35.8人	36.7人	38.8人	44.7人
一人平均在所日数	32.4日	36.2日	35.1日	39.1日	35.7日

※年度をまたいで一時保護した場合は、一時保護所を退所した年度でカウント

### 2 札幌市における児童相談体制の状況

札幌市では、18歳未満の子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、各区に家庭児童相談室を設置して、子どもの養育をはじめ、心身の発達、親子・家族関係に関する相談や、いじめ、不登校などの相談にも対応しています。

また、要保護・要支援児童とその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護及び支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置の上、児童相談所や区役所内の関係部所、保育所、小・中学校等の関係機関と情報共有を図りながら虐待等の対応を行っています。

### 3 社会的養護の状況

札幌市内の社会的養護の資源状況は図3のとおりとなっていて、措置児童に占める里親等委託率は図4のとおりとなっています。

図3. 市内の社会的養護の資源状況（令和元年度末時点）

	乳児院	児童養護施設	グループホーム	ファミリーホーム	里親世帯数	児童措置枠(受け皿※)
箇所数	1	5	8	11	262	689
定員数	40	273	48	66		

※児童措置枠(受け皿) = 乳児院定員数 + 児童養護施設定員数 + グループホーム定員数 + ファミリーホーム定員数 + 里親世帯数

○乳児院、児童養護施設への入所措置状況等

施設名	市内			市外
	乳児院	児童養護施設	小計	乳児院、児童養護施設小計
定員数	40	321	361	1,090
措置児童数	31	299	330	216

図4. 年齢別里親等委託率（令和元年度末時点）

	里親委託	FH委託	施設入所	里親委託率
3歳未満	21	2	37	38.3%
3歳以上就学前(6歳)	41	10	70	42.1%
学齢期(7歳)以上	106	44	405	27.0%
合計	168	56	512	30.4%

○里親、ファミリーホーム委託児童数

	里親	ファミリーホーム(FH)	合計
委託児童数	168	56	224
市内の里親(FH)への委託	154	53	207
市外の里親(FH)への委託	14	3	17

## 4 児童相談等に関する件数の推計

児童相談所や区家庭児童相談室で受理する相談件数及び一時保護を必要とする児童数は、今後も増加することが見込まれます（図5）。

また、社会的養護を必要とする要保護児童も増加し、需要（要保護児童数）が供給（社会的養護の資源）を上回る状態が続くことが見込まれます（図6）。

図5-1. 児童相談所の相談受理件数の推計

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談受理件数	8,453	8,741	8,987	9,183	9,372	9,557

図5-2. 区家庭児童相談室の相談受理件数の推計

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談受理件数	3,466	5,074	5,622	6,171	6,837	7,504

図5-3. 一時保護児童数の推計

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実人員	755	776	798	816	834	851
延人員	28,073	29,088	30,154	31,081	32,019	32,929

図6. 要保護児童数の推計

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
要保護児童数	787	798	805	811	818	824
3歳未満	55	56	57	57	58	58
3歳以上 就学前	93	95	96	96	97	98
学童期以降	639	647	652	658	663	668

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

## 5 第2次札幌市児童相談体制強化プランの実施状況

第2次札幌市児童相談体制強化プランでは、区役所や関係機関との役割の明確化・連携体制の構築に向けた各取組を実施してきました。実施状況を踏まえ、本計画において引き続き取り組む必要がある課題等について、以下のとおり整理しました（図7）。

図7. 第2次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧・結果、継続課題

<b>方向性1 相談支援力の強化</b>	
取組	・アセスメントツールの開発 ・虐待防止ハンドブック、在宅支援アセスメントシートが完成。 ・ツールを活用した児童相談所と区の合同研修を開催。
課題	・開発したツールの周知・利用。ツールを活用した研修。
<b>方向性2 専門性の強化</b>	
取組	・スキルアップ研修の充実 ・児童相談所への専門職の配置 ・児童福祉法義務研修に加え、体系的な研修を開始。 ・児童相談所に常勤の医師職を配置。 ・児童相談業務に関する弁護士への相談体制を整備。
課題	・検証報告を踏まえた職員育成や専門性強化の研修の検討・対応。
<b>方向性3 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築</b>	
取組	・児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有 ・児童家庭支援センターとの連携強化 ・家庭児童相談室へ児童相談所システムを拡大（閲覧開始）し、家庭児童相談室を主担当とするケースのシステム管理を開始。 ・児童相談所、家庭児童相談室及び児童家庭支援センターによる情報共有会を開始。
課題	・妊娠期から出産・育児期までの支援に向けた情報やアセスメントの共有の推進。 ・児童相談所による各区の支援の強化。 ・一時保護の受け皿確保。
<b>方向性4 地域資源の整備と地域支援の充実</b>	
取組	・養育支援員の派遣 ・児童家庭支援センターの整備 ・養育状況の改善が必要な世帯等に養育支援員の派遣を開始。 ・児童家庭支援センター未設置の児童養護施設への設置支援。
課題	・養育支援員の提供体制の拡大。 ・要対協を活用した在宅児童や家庭への支援強化。
<b>方向性5 社会的養護体制の強化</b>	
取組	・里親の新規開拓と支援の推進 ・施設入所児童等への自立支援 ・未委託里親への「里親トレーニング事業」を開始。 ・支援コーディネーターの配置と生活相談を開始。
課題	・里親支援の充実や包括支援体制の構築。 ・市内における社会的養護の受け皿拡充。 ・社会的養護を受ける子どもの自立に向けた支援の継続。

## 6 令和元年6月2歳女児死亡事案への取組状況

令和元年6月に市内中央区において2歳の女の子がお亡くなりになるという大変痛ましい事案に関し、令和2年3月に札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会による検証報告書が手交されました。札幌市では、児童虐待防止対策推進本部を設置し、再発防止のための取組を全庁的に拡大・推進しているところです（図8）。

図8. 再発防止に向けた緊急対応

	取組事項	対応状況
1	乳幼児健診未受診者等の再点検	・対象の子どもについて、全員の安否を確認済。 ・乳幼児健診診査マニュアルを改訂。
2	警察との確実な連携	・虐待調査における連携方策や情報共有のあり方について、実務者で協議を実施。
3	夜間・休日対応の検討	・休日に加え平日夜間においても、当番による緊急時の対応体制を開始。 ・令和元年10月1日新設の児童相談所緊急対応担当部に令和2年度8名増員し、変則勤務を令和2年5月から開始。
4	リスク再評価方法の徹底	・虐待通告は全てリスクアセスメントシートを作成し、リスク再評価を徹底。 ・48時間ルール徹底を図るため、虐待通告の受理及び進捗状況を毎日確認。
5	児童相談体制及び第二児童相談所の早期検討	・検討を進め、第二児童相談所の検討状況について地域説明会を実施。 ・仮設一時保護所について、設置に向けた準備を開始。
6	区における母子保健・児童相談体制の強化	・子育て世代包括支援センターの機能強化。 ・子ども家庭総合支援拠点の機能整備。
7	母子保健及び児童相談システムにおけるデータ共有のあり方検討	・母子保健情報システムに、進捗管理及び情報共有のため検索機能を追加。 ・家庭児童相談システムを新規開発。児童相談所と家庭児童相談室が相互に情報を閲覧可能。

## 3 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性

児童福祉法の改正や第2次札幌市児童相談体制強化プランの実施状況、令和元年6月2歳女児死亡事案の検証報告書などを踏まえ、札幌市の児童相談に関する課題について、以下のとおり整理しました。

### ① 児童福祉法の改正など

- 平成28・29年に児童福祉法等の抜本的な改正があり、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの意見が尊重され、最善の利益が優先されるという権利擁護の理念が新たに盛り込まれました。
- 平成30年には、全国的に深刻な児童虐待事案が続いたことを背景として、国において「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定しました。これにより、児童相談所の児童福祉司、児童心理司など専門職員の大幅増といった体制強化や、子ども家庭総合支援拠点の設置、関係機関間の連携強化等が求められています。

### ② 第2次札幌市児童相談体制強化プランの実施を踏まえた課題

- 研修や職員育成による専門性強化、相談機関の間での支援情報やアセスメントの共有、要対協の強化、里親支援の強化など、引き続き取り組むべき項目があります。

### ③ 検証報告書での課題を踏まえた提言

- (1)区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
- (2)母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
- (3)アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
- (4)児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
- (5)専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
- (6)思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
- (7)過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

## 課題解決のための基本的方向性

札幌市の児童相談に関する現状に加え、上記の課題等に対応するため、札幌市子ども子育て会議児童福祉部会での審議等を経て、札幌市が抱える児童相談体制に関する課題を解決するための5つの方向性を決定しました。

### 《方向性1》 子どもの権利擁護

～児童虐待の発生予防、権利を保障するための環境整備

### 《方向性2》 地域における相談支援体制の強化

～要保護児童対策地域協議会の機能強化、各区保健センターの体制強化

### 《方向性3》 専門的相談支援体制の強化

～児童相談所職員の専門性確保・向上、(仮称)第二児童相談所の整備

### 《方向性4》 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実

～社会的養護を必要とする子どもの受入れ体制の整備

### 《方向性5》 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化

～各関係部所・機関との連携促進や包括的な対応

## 4 具体的取組

目指すべき方向性を踏まえ、今後速やかに取り組んでいかなければならない事項を具体的取組として整理しています(図9)。各取組を連携して実施するなど、取組が全体としてより効果を発揮できるように努めていきます。

図9. 本計画の取組一覧と実施時期等

1. 子どもの権利擁護	
(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動	
【継続】	普及啓発活動、研修会、出前講座等を引き続き実施し、児童虐待防止に向けた機運を高める
(2) 「権利ノート」の活用の徹底	
【継続】	「権利ノート」の活用した説明を徹底し、子どもの理解の促進を図る
【新規】 令和3年度から	年齢等状況に応じたより良い子どもの権利の説明のあり方について検討
(3) 子どもの意見を聞く場の設定やアドボケイト制度の検討	
【新規】 計画期間の早期	子どもの意見表明権を保障するため、子どもの意見を聞く場の設定、アドボケイト制度の導入について検討
(4) 子どもの権利擁護に関する専門性の強化	
【強化】 令和3年度から	子どもの最善の利益につながるよう、相談支援場面における権利擁護に関して実践的研修を実施し、職員の専門性を強化
2. 地域における相談支援体制の強化	
(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化	
【強化】 計画期間の早期	各区家庭児童相談室の人員等体制を強化し、家庭の状況変化に応じた支援を確実に実施できるよう、要対協の機能を強化
(2) 各区における児童相談支援体制の強化	
【新規】 令和4年度から	家庭児童相談室が設置されている各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点の機能を位置付け、相談支援体制を強化
【新規】 令和3年度から	児童相談所から各区に対して支援の方法等を助言する仕組みを構築するなど、児童相談所の区支援の体制整備
(3) 母子保健相談体制の強化	
【強化】 計画期間の早期	母子保健相談員を配置し、母子健康手帳交付時の相談体制を強化。アウトリーチによる支援を展開できるよう心理相談員を増員

3. 専門的相談支援体制の強化		
(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置		
【強化】令和4年度まで	児童福祉司の国基準への増員	【配置】R2:58名 → R4:68名
【強化】令和6年度まで	児童心理司の国基準への増員	【配置】R2:22名 → R6:33名
【継続】	医師、保健師の配置	
【新規】計画期間の早期	弁護士の時常配置の実施	
(2) 介入と支援に対応した体制の確立		
【継続】	児童虐待事案への迅速かつ専門的な対応や、進行管理を確実にを行うため、介入と支援部門を分離。48時間ルール of 徹底等マネジメント体制を整備	
(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底		
【継続】	アセスメントシートの活用による支援状況の進行管理の徹底やリスクの変化に応じた対応。共通のリスク管理とするための研修の実施	
(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制		
【新規】令和3年度から	児童相談所の2所体制化や、配置基準変更による専門職員の増員に対応した体系的な体制、キャリア形成等の検討	
(5) 体系的な研修の計画と実施		
【強化】令和3年度から	児童福祉司等の児童相談所職員の育成・研修体制の確立に向け、職位や業務内容、経験年数等に応じた研修の体系化を図る	
【新規】令和3年度から	児童相談所職員研修計画について、外部専門家による評価等を受けるなど、より実効的な研修となるような仕組みを検討	
(6) (仮称)第二児童相談所の整備		
【新規】令和3年度から	【設計】令和3年度開始	【開設(予定)】令和7年度
(7) 一時保護体制の強化		
【新規】(再掲)	(仮称)第二児童相談所に一時保護所を設置 【開設(予定)】令和7年度	
【新規】令和3年度	仮設一時保護所の設置 【定員】仮設一時保護所20名拡充	
(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築		
【新規】令和3年度	児童相談、母子保健情報等のシステム連携による子育てデータ管理プラットフォームの構築	
【新規】令和3年度	在宅支援を強化するための養育支援員の提供体制の拡大の検討	
(9) 検証報告書の提言への取組に対する評価		
【新規】令和3年度	検証報告での提言への取組状況について、審議会による外部評価を実施	
(10) 児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進		
【新規】計画期間の早期	一時保護所を含めた児童相談所業務に関する自己点検を実施。外部評価による児童相談所業務の質の評価について検討	
4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実		
(1) 里親委託と里親支援の推進		
【強化】令和3年度から	里親登録者数増に向け戦略的なリクルート等の取組 【里親委託率】R1:30.4%→R6:38.0%	
【新規】令和3年度から	里親・里子への支援を強化するため、民間のフォスタリング機関を設置し、里親支援ネットワークを強化・構築	
(2) 施設の小規模化かつ地域分散化		
【継続】	施設本体のケア単位の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置を推進	
(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充		
【強化】令和3年度から	養育専門性の充実に図るため、心理療法担当職員等の配置を促進。施設職員向けの研修を実施するなど施設機能を強化	
【新規】計画期間の早期	施設での一時保護児童の受け入れに向けた体制整備 【定員】一時保護専用施設整備(6名)	
(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化		
【継続】	児童家庭支援センター設置支援 【設置】R2:4箇所 → R4:6箇所	
【強化】令和3年度から	児童家庭支援センター等への指導委託の推進し、相談機関の適切な役割分担や連携強化を図る	
(5) 母子生活支援施設の活用に向けた連携強化		
【強化】令和3年度から	母と子が支援を受けながら親子単位で生活できる母子生活支援施設を効果的に活用できるよう、母子生活支援に関わる機関の連携強化	

<b>(6) 社会的養護自立支援の推進</b>	
【継続】	施設入所児童や里親委託児童の自立を支援するため、社会的養護自立支援事業の実施
【継続】	施設入所中の支援の質を一層高めるため、社会的養護経験者へ自立に向けて必要な支援等についてのヒアリングを実施
<b>5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化</b>	
<b>(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用</b>	
【継続】	児童虐待の概要や、要対協の各機関が連携・協働した支援の必要性について、ハンドブックを用いて理解の促進を図る
<b>(2) 関係機関と連携した支援の体制</b>	
【強化】 令和3年度から	児童虐待の予防や重篤化の防止等を目的に、児童相談所等をはじめ、各区の福祉や保健を担当する行政機関、学校や警察、医療機関等の協働・連携を強化するため、合同研修等を実施
【強化】 令和3年度から	要保護児童対策地域協議会の各区代表者会議の構成員に障がい児の支援機関も位置付けていくなど、連携・協働の体制を強化
<b>(3) DV相談窓口との連携強化</b>	
【継続】	DV被害に伴う心理的虐待等への対応を図るため、情報共有の徹底を図り、関係機関と有機的に連携
【強化】 令和3年度から	DV被害を支援する関係機関における対応方法や役割分担等について、援助技術を向上するための研修会等を実施
<b>(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施</b>	
【新規】 計画期間の早期	制度的なはざまなどにより必要な支援が途切れてしまうことのないよう、支援のあり方についての調査及び検討
【新規】 計画期間の早期	アウトリーチ型支援や自立支援等を行うため、関係機関と連携して支えていく枠組みを創設

## 5 (仮称)第二児童相談所設置について

### 1 児童相談所設置

#### ◎ 設置目的

児童相談所は、子どもに関する家庭などからの相談に応じ、子どもが有する問題や子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、その活動を通じて子どもの福祉を図り、その権利を擁護することを目的として行政が設置する専門機関です。

#### ◎ 機能及び業務

◀機能▶ ①区(市町村)援助機能、②相談機能、③一時保護機能、④措置機能

◀業務▶ ①調査、診断、判定(アセスメント)、見立て、②援助方針の作成及び援助活動

### 2 札幌市児童相談所の現状

- 所在地・・・札幌市中央区北7条西26丁目1番1号(札幌市児童福祉総合センター内)
- 開設日・・・平成5年11月29日
- 建築構造・・・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(地上4階、地下2階、塔屋1階)
- 延床面積・・・6,260.72㎡(児童相談所:2,250.52㎡、発達医療センター:651.71㎡、はるにれ学園:551.21㎡、その他共有等:2,807.28㎡)

### 3 (仮称)第二児童相談所設置方針

児童相談所は、相談援助活動等を通して、子どもの権利擁護を図る重要な機関の一つであり、その役割は、今後ますます重要となっていきます。

- ◆要保護児童対策地域協議会の主要機関として区役所ほか関係機関と連携し、地域の子どもを支援するネットワークの拠点としてさらに機能を強化していく必要があります。
- ◆現在の1所の児童相談所に10区の対応が集中している体制を、2所とそれぞれの担当地区に分担することで、地域にとってより身近な機関として対応できる体制整備を図ります。
- ◆児童虐待や相談対応件数等は増加が続き、現在の児童相談所の開設時から大きく社会状況は変化してきています。対応を強化するためには、相談や支援の活動を支える施設面の強化も併せて行っていく必要があります。

設置予定地		札幌市白石区本郷通3丁目北 (旧水道局白石庁舎(跡地))
項目	内容	
主要交通	地下鉄「白石駅」下車 徒歩10分	
敷地面積 (建蔽率/容積率)	2,674.02㎡ (80%/300%)	
用途地域 防火地域	近隣商業地域 準防火地域	
高度地区	45m高度地区	

**【担当地区】**  
 ○現児童相談所・・・中央、北、東、南、西、手稲  
 ○第二児童相談所・・・白石、厚別、豊平、清田

#### 施設プラン

### 建物全体の構成及び施設内のイメージ

《建物全体の構成イメージ》

《1階のイメージ》

《2階のイメージ》

《3・4階のイメージ》

#### スケジュール等 (想定)

供用開始：令和7年度中

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実施内容	基本計画	基本設計 実施設計	工事		開設	

概算工事費：約27億円(用地費や移転費などを除く)  
 延床面積：約4,000㎡